

電話口頭記録

部長技監

担当

受信年月日	平成 22 年 7 月 9 日 時 分	連絡者	熱海市まちづくり課
起案年月日	平成 年 月 日		
決成年月日	平成 年 月 日	受信者	
標題	熱海市から [REDACTED] に対する回答		

7月1日市役所内の打合せの折、[REDACTED] が伊豆山で行おうとする残土処分について、熱海市が残土処分に必要な手続きを確認した後、7月2週目に [REDACTED] に連絡すると回答した。

このため、どのような回答を行ったものか、熱海市まちづくり課あてに電話で問い合わせた。

<問い合わせ結果>

[REDACTED] の残土処分について、庁内で検討し本日（7月9日午後6時20分）[REDACTED] に回答した。

庁内各課で検討した結果、現在、[REDACTED] が造成中の箇所が完成しないと次の残土処分計画を認めないと結論となった。

[REDACTED] の [REDACTED] に対しては、この件を本日（午後6時20分頃）当課の [REDACTED] から電話で伝えた。

これに対し、[REDACTED] 氏は特に反論することなく電話を切ったとのこと。

[REDACTED] は現在造成中の箇所が完成した後、同一区画として森林法の変更許可申請ではなく、残土処分の届出提出のみで現在工事中の箇所の上段からがれきが置かれている付近まで残土処分場として使用することとなる。

但し、造成地の上段北側部分は現在造成中なので、その箇所で残土処分を行う場合は特に制限は無い。

熱海市まちづくり課としては、廃棄物処理を約束させた後、残土処分を行わせ、万一、土中にがれき類を投入したような場合は、警察と廃棄物課に通報して逮捕してもらうこ

とも考えたが、府内全体の意見として、先ずは、現在造成中の箇所をしっかりと完成させたのを確認してから次の相談を受けるということとなった。

これらのことから、[REDACTED] が残土処分を急ぐような場合、造成地上段北側に残土の投入を始める可能性が高くなるのだが、それを制限できる法律が無いので、来週から伊豆山のパトロールを強化しなければならないと思っている。

＜今後の対策＞

できる限り、市、[REDACTED] の打合せに参加できるよう熱海市まちづくり課に依頼する。